

# 北那覇税務署からのお知らせ

## ～個人事業者の方へ～消費税及び地方消費税の中間申告と納付について

### 消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成22年分の確定消費税額(※地方消費税は含みません)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「平成22年分の確定消費税額」とは…平成22年分の確定申告により確定した消費税の年税額のこと(申告期限後に確定、修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額)

### 中間申告及び納付の期限について

☆中間申告及び納付期限…平成23年8月31日(水)まで

※確定消費税の年税額により、申告及び納付回数が変わります。中間申告・納付の方法、回数、納付税額については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納付には、便利な振替納税をご利用ください。

振替納税を利用するために必要な振替依頼書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードできます。

お問い合わせ 北那覇税務署 (代表番号)098-877-1324

◎国税についての一般的なご質問は北那覇税務署の電話相談センターでお答えします。音声案内に従い番号「1」を選択してください。◎個別のご相談の場合は、音声案内に従い番号「2」を選択してください。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) —

## 西原町選挙管理委員会からのお知らせ

### 西原町農業委員会委員選挙投票日及び立候補者説明会

任期満了(平成23年9月30日)に伴い、委員選挙が以下のとおり執行予定です。つきましては、同立候補予定者説明会を下記のとおり行います。

#### 西原町農業委員会委員選挙

告示日 : 平成23年8月30日(火)

投票日 : 平成23年9月4日(日)

#### 同立候補予定者説明会(関係者2名以内)

日時 : 平成23年8月4日(木)午後1時30分～

場所 : 西原町役場2階大会議室



### 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿搭載申請について

毎年、申請に基づいて「沖縄海区漁業調整委員会委員」の選挙人名簿が作成されます(漁業法第89条)。名簿へ登録漏れになりますと、たとえ選挙権があっても投票することができませんので、次のどれか一つに該当される方は、必ず定められた期間内に申請してください。

1. 海沿いに沿う市町村内(西原町内)に住所又は事業場を有するものであって1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの(法人含む)。
2. 知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの。
3. 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員。又は役員に就任後上記1、2に該当しなくなったため選挙権を失ったもの(この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る)。

申請の現在日 : 平成23年9月1日

申請の期間 : 平成23年9月1日から9月5日まで

申請の配布 : 西原町選挙管理委員会(総務課内)

お問い合わせ/西原町選挙管理委員会(総務部 総務課内) ☎945-5011

## ●●●西原町臨時職員及び嘱託員採用予定候補者名簿登載について●●●

### 1. 職種区分及び職務内容等

職種	業務内容	報酬	時間等
保育士臨時職員	産休及び育児休業代替保育士業務	時給 880円	7:15～18:15のうちの8時間勤務
保育士業務嘱託員	加配保育士業務	月額 148,400円 時給 880円	7:15～19:15のうちの8時間勤務 月10日～15日程度、時間は4時間～8時間が目安
	年休代替保育士業務		9:30～18:30
児童館業務嘱託員	児童館業務	月額 230,000円 日額 11,000円	月10日～15日程度、時間は4時間～8時間が目安
	年休代替等児童館業務		8:30～17:15(8時間)
保健師業務嘱託員	特定健診・特定保健指導業務	月額 230,000円 日額 11,000円	8:30～17:15(8時間)
栄養士業務嘱託員	保健事業の栄養指導業務	月額 184,300円	8:30～17:15(8時間)
管理栄養士業務嘱託員	特定健診・特定保健指導業務	月額 230,000円	8:30～17:15(8時間)

### 2. 採用期間 採用後1年以内

### 3. 学歴要件等

- ・保育士臨時職員・保育士業務嘱託員・児童館業務嘱託員については、県内に住所を有するもので正規の保育士登録を済ませた者
- ・保健師、栄養士、管理栄養士業務嘱託員については、県内に住所を有するもので各々資格免許を有する者(要運転免許)

### 4. 受付及び提出書類

午前9時～午後5時15分(土曜、日曜、休日を除く)までの間。

自筆履歴書1通(写真を貼ったもの)と資格等の写しを総務部総務課へ提出してください。

お問い合わせ 総務部総務課職員係 ☎945-5011(内線114番)

## 戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)が支給されます。

### (主な支給対象者)

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

### 戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
(戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。)
4. 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
(戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方。)
5. 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族  
(戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。)

○ 支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債

○ 請求期間 平成24年4月2日まで

○ お問い合わせ 福祉部福祉課 援護係 ☎098-945-5311